

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 7 年 6 月 1 6 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第3号）

平成27年6月16日

- 開 議 午前9時30分
- 日程第1 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて  
(岩出市税条例等の一部改正)
- 日程第2 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて  
(岩出市都市計画税条例の一部改正)
- 日程第3 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて  
(岩出市入湯税条例の一部改正)
- 日程第4 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて  
(岩出市国民健康保険条例の一部改正)
- 日程第5 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて  
(岩出市国民健康保険税条例の一部改正)
- 日程第6 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成26年度岩出市一般会計補正予算第6号)
- 日程第7 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号)
- 日程第8 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号)
- 日程第9 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第5号)
- 日程第10 議案第45号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第46号 岩出市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第47号 岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第48号 岩出市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第49号 岩出市重度心身障害児者医療費支給条例の一部改正について

- 日程第15 議案第50号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第51号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第52号 平成27年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第53号 市道路線の認定について
- 日程第19 議案第54号 岩出市公共下水道（1015-9）下水管布設工事請負契約について
- 日程第20 議案第55号 岩出市公共下水道（1015-10）下水管布設工事請負契約について
- 日程第21 議案第56号 岩出市公共下水道（1015-11）下水管布設工事請負契約について
- 日程第22 議案第57号 動産の取得について
- 日程第23 議案第58号 那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議について
- 日程第24 請願第1号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現に関する請願書
- 日程第25 請願第2号 戦争につながる安全保障関連2法案（国際平和支援法、平和安全法整備法案）の廃案を求める意見書採択についての請願書
- 日程第26 請願第3号 「集団的自衛権」行使を具体化する「安全保障法案」（戦争法案）に反対することを求める請願書
- 日程第27 発議第2号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書の提出について
- 日程第28 議員派遣について
- 日程第29 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議案第36号から議案第58号までの議案23件につきましては、各常任委員会の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、請願第1号から請願第3号までの請願3件につきましては、委員長の請願審査報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、発議第2号の議員提出議案につきましては、質疑、討論、採決、それと、議員派遣の件と委員会の閉会中の継続調査及び審査の件です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）～

日程第23 議案第58号 那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議について

○井神議長 日程第1 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）の件から日程第23 議案第58号 那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議の件まで、議案23件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案23件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長、福山晴美議員、演壇でお願いいたします。

○福山議員 皆さん、おはようございます。

総務文教常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

6月5日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）のほか議案6件がありました。

当委員会は、6月9日火曜日、午前9時30分から総務部門について、同日午前9時55分から文教部門について開催し、付託議案の審査を行いました。

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市入湯税条例の一部改正）、議案第46号 岩出市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について、議案第57号 動産の取得について、以上5議案については、討論はなく、全会一致で、議案第36号、議案第37号及び議

案第38号は承認、議案第46号及び議案第57号は可決しました。

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市一般会計補正予算第6号）の所管部分と議案第50号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第1号）の所管部分については、反対討論、賛成討論の後、賛成者多数で、議案第41号は承認、議案第50号は可決しました。

以上が委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市入湯税条例の一部改正）については、質疑はありませんでした。

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市一般会計補正予算第6号）の所管部分については、大阪方面バス補助金及び巡回バス補助金並びに企画広報総務費の印刷製本費の減額理由について。教育施設建設事業基金積立金として1億円積み立てされているが、教育施設の下水道計画はあるのか。放課後児童健全育成事業委託料の減額理由について、また、どのように予算を立てているのかについて。

議案第46号 岩出市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正については、質疑はありませんでした。

議案第50号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第1号）の所管部分については、減債基金1億円積み立ての詳細及び臨時財政対策債への償還するという方法は、どう考えているのか。学校給食運営費、副食加工委託料360万円増額の詳細について。減額補正が多い中、国民体育大会費が増額補正しているが、その理由はについて。

議案第57号 動産の取得については、岩出市職員において、1人1台のパソコンだが、情報流出の対策はされているのか。指名競争入札において何社応札しているか。また、会社名は。償還期限の取り決めはあるのか。また、年次的計画は立てているのかについて。

以上で総務文教常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

厚生常任委員長、三栖慎太郎議員、演壇でお願いします

○三栖議員 おはようございます。

厚生常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

6月5日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険条例の一部改正）ほか議案9件でありました。

当委員会は、6月10日水曜日、午前9時30分から開催し、付託議案について審査を行いました。

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険条例の一部改正）、議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）、議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号）、議案第47号 岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について、議案第48号 岩出市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について、議案第49号 岩出市重度心身障害児者医療費支給条例の一部改正について、以上6議案については、討論なく、全会一致で、議案第39号、議案第40号及び議案第43号は承認、議案第47号、議案第48号及び議案第49号は可決しました。

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市一般会計補正予算第6号）の所管部分、議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号）、議案第50号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第1号）の所管部分及び議案第58号 那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議については、反対討論、賛成討論の後、賛成者多数で、議案第41号及び議案第42号は承認、議案第50号及び議案第58号については可決しました。

以上が委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険条例の一部改正）については、国保の広域化は、今後どのようになっていくと認識しているのか。一般会計からの繰り入れ分のルール分はどの部分か。

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）については、軽減判定の基準のさらなる見直しについては、今後どのように考えているのか。国保運営協議会で説明している国保税算定基準は、議会でも説明すべきではないか。

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市一般会計

補正予算第6号)の所管部分については、居宅介護サービス費及び衛生手数料1,100万円増額の詳細について。クリーンセンター費、委託料及び備品購入費の減額の要因について。国保会計から一般会計へ繰り入れている財源の内容について。

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号)については、地方単独事業として、医療費を無料化した場合、ペナルティーが課せられ、各自治体に払われる額が減額される制度があるが、そのペナルティーの額の概略について。現物給付よりも自動償還払いのほうがメリットがあるが、研究をしたことがあるのか。国庫支出金、県支出金の財政調整交付金の性質及び当初の額について。

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号)については、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費及び居宅介護サービス計画給付費の減額理由について。

議案第47号 岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について、議案第48号 岩出市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について、議案第49号 岩出市重度心身障害児者医療費支給条例の一部改正については、質疑はありませんでした。

議案第50号 平成27年度岩出市一般会計補正予算(第1号)の所管部分については、減債基金1億円の内訳について。

議案第58号 那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議については、白水園解散後、社会的弱者に対して、公的責任はどのようになっているのかについて。

以上が厚生常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで厚生常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

建設常任委員長、玉田隆紀議員、演壇のほうでお願いします。

○玉田議員 建設常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

6月5日金曜日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第41号専決処分の承認を求めることについて(平成26年度岩出市一般会計補正予算第6号)の所管部分ほか議案9件でありました。

当委員会は、6月11日木曜日、午前9時30分から開催し、市道路線の認定の議案がありましたので、現地調査を行うため、議長に対して委員派遣承認要求を行い、現地調査を行いました。

現地調査終了後、付託議案について審査を行いました。

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市一般会計補正予算第6号）の所管部分、議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第5号）、議案第45号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、議案第50号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第1号）の所管部分、議案第51号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第52号 平成27年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第53号 市道路線の認定について、議案第54号 岩出市公共下水道（1015-9）下水管布設工事請負契約について、議案第55号 岩出市公共下水道（1015-10）下水管布設工事請負契約について、議案第56号 岩出市公共下水道（1015-11）下水管布設工事請負契約について、以上10議案については、討論はなく、全会一致で、議案第41号の所管部分及び議案第44号は承認、議案第45号、議案第50号の所管部分、議案第51号、議案第52号、議案第54号、議案第55号及び議案第56号は可決、議案第53号は認定しました。

以上が委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市一般会計補正予算第6号）の所管部分については、都市計画事業資金基金積立金の積み立て理由及び基金残高並びに今まで支出した事業実績について。道路台帳更新業務について。更新回数は。また、更新したデータについて。市民の閲覧は可能かについて。

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号）については、繰入金及び市債のマイナス理由について。消費税還付金のマイナス理由について。受益者分担金及び受益者負担金の請求について。

議案第45号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、質疑はありませんでした。

議案第50号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第1号）の所管部分については、超過勤務の実態について、正確に把握しているのか。また、超過勤務削減についての具体的な取り組みについて。

議案第51号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、歳出全般について。人事異動による増減かどうかについて。

議案第52号 平成27年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）については、

歳出全般について。人事異動による増減かどうかについて。

議案第53号 市道路線の認定については、ごみの集積場のコンクリートブロック積みの一部見えるようにして、見通しができるような手だてをすべきではないかについて。

議案第54号 岩出市公共下水道（1015-9）下水管布設工事請負契約については、推進工法と開削工法の違いはどのような条件で区別しているのか。また、1メートル当たりの単価はどれぐらいの比率になるのか。入札に参加した業者が下請に入っているところはないのか。また、元請と下請の関係について把握し、指導しているのか。1億5,000万円以上の工事では、地元業者で何社参加資格があるのかについて。

議案第55号 岩出市公共下水道（1015-10）下水管布設工事請負契約については、作業員のトイレ設備は設置されているのか。下水道管の耐応年数を正確に把握するため、台帳整備は万全であるのかについて。

議案第56号 岩出市公共下水道（1015-11）下水管布設工事請負契約については、推進工、開削工ともに県の基準はどのように決められているのか。埋設したときに余裕の幅はどのぐらいできるのか。地元事前説明は市も参加しているのか。また、工期がおくれる場合はどうかについて。

以上が建設常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで建設常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は、終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）の件、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）の件、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市入湯税条例の一部改正）の件、議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険条例の一部改正）の件、議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）の件、議案第43号 専決

処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号）の件、議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第5号）の件、議案第45号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件、議案第46号 岩出市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正の件、議案第47号 岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正の件、議案第48号 岩出市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正の件、議案第49号 岩出市重度心身障害児者医療費支給条例の一部改正の件、議案第51号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件、議案第52号 平成27年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）の件、議案第53号 市道路線の認定の件、議案第54号 岩出市公共下水道（1015-9）下水管布設工事請負契約の件、議案第55号 岩出市公共下水道（1015-10）下水管布設工事請負契約の件、議案第56号 岩出市公共下水道（1015-11）下水管布設工事請負契約の件、議案第57号 動産の取得の件、以上、議案19件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案19件に対する討論を終結いたします。

議案第36号から議案第40号、議案第43号から議案第49号、議案第51号から議案第57号までの議案19件を一括して採決いたします。

この議案19件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号から議案第40号、議案第43号及び議案第44号、以上議案7件は、原案のとおり承認、議案第45号から議案第49号、議案第51号及び議案第52号並びに議案第54号から議案第57号、以上議案11件は、原案のとおり可決、議案第53号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案について、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市一般会計補正予算第6号）の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論のある方、増田浩二議員。

○増田議員 議案第41号 平成26年度岩出市一般会計補正予算第6号について、反対討論を行います。

この補正予算の中には、国保会計から一般会計への繰入金8,179万9,000円が繰り入れられてきています。この対応については、財源内容から見ても、本来、国保会

計の基金として積み立てられなければならないものが、一般会計に繰り入れられてきています。このような対応については適切ではないと考えますので、反対といたします。

○井神議長 続きまして、賛成討論のある方、田中宏幸議員。

○田中議員 議案第41号 平成26年度岩出市一般会計補正予算第6号について、私は賛成の立場で討論をいたします。

この議案の一般会計補正予算第6号について、歳入では、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金等のほか、各事務事業の精算に伴う事業財源、特別会計からの繰入金などであります。

また、歳出では、各事務事業の精算、特別会計への繰出金及び決算収支見込みによる基金積立金などあります。

いずれも経費節減による歳出の減と歳入財源の確保に努めた上での基金への積み立てなどであり、歳入歳出とも適正な予算となっております。

以上の理由により、私は賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第41号に対する討論を終結いたします。

議案第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第41号は、原案のとおり承認されました。

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号）の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、反対討論のある方、増田浩二議員。

○増田議員 議案第42号について、反対の討論を行います。

この議案の中身においては、国保会計を運営していく上で交付される財政調整交付金の額が決定されたものと、国保における低所得者への負担軽減額が確定されたものが国保会計として余剰金が生まれてきたと。この対応をどうするのが問われるものです。この補正予算は、一般会計へ8,179万9,000円を繰り出しというものを

行う対応がとられてきています。これまで一般会計から繰り入れしてきているから返却するという説明でした。しかし、今回の余剰金を生んだ財源については、国保会計を運営する上で必要とされたものが、結果的に余剰金として残ったものであり、そもそも余ったから返すという性格の財源内容ではありません。

しかも、現在、国保会計の基金には、わずか90万円という状況であり、緊急的な事態が起こったときには対応すらできない実態となっています。国負担分が減らされ続けてきている中で、国民健康保険税そのものが高くて支払えず、結果的に、毎年、多額の不納欠損金を生じてきている中、このような余剰金が生じたのであれば、当然、基金に積み立てられなければならないものです。財源内訳を見ても、一般会計に繰り出す必要性は全くありません。

高い国保税を安定化させていくための財源や、低所得にあえぐ人たちの負担軽減に活用することこそ求められています。一般会計から借りているからという理由も、社会保険では事業者が半額負担されているのに対し、国保では過度な負担とならないようにするために、国負担分として支援もされてきているのです。サラリーマンが負担した税金を自営業者などの加入する国保に投入するのは二重の負担になり、一般会計から繰り入れるのは適切でないという意見もありますが、税金を払っているのはサラリーマンだけではありません。自営業者も年金生活者も中小企業もみんな負担しているのです。サラリーマンの方なども退職すれば国保を使うことになります。この税金を市民の生存権を保障するために使うのは当然のことです。

この42号議案においては、今回の余剰金の財源内訳から見て、国保税引き下げの財源や国保会計の健全化を図るための財源として活用するのが当然であります、不適切な対応をとっているため、この議案に反対いたします。

○井神議長 賛成討論のある方、西野 豊議員。

○西野議員 議案第42号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号について、歳入では、療養給付費等国庫負担金、国・県の交付金、保険基盤安定繰入金など一般会計からの繰入金の確定に伴う補正、歳出では、保険給付費の減額と一般会計繰出金の確定に伴う補正で、いずれも精算に係るものであり、適切であると考えます。

よって、制度運営上、必要な補正となっていますので、賛成いたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第42号に対する討論を終結いたします。

議案第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第42号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第50号 平成27年度岩出市一般会計補正予算(第1号)の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論のある方、市來利恵議員。

○市來議員 議案第50号 平成27年度岩出市一般会計補正予算について、反対討論を行います。

今回の補正で、減債基金に1億656万8,000円もの積み立てをするという内容が含まれております。職員の異動や退職者の関係で補正が組まれてきたわけですが、予算をつくり上げる面で予測がしにくい点は理解できます。しかし、予算執行開始から3カ月しかたっていない中で、本来なら市民サービスに使われるべきお金が、減債基金に積み立てられるということに、市民は納得できないものと考えます。

減債基金の中身では、臨時財政対策債の償還との説明もありました。臨時財政対策債は、地方自治体の赤字債といっても、そもそも地方交付税の代替措置であることから、後年度において国から補填をされ、市に交付されてくるものです。本来、国から交付税として市町村に交付されてくるべきものが、国が一度に交付できないから市債を発行して、その補填を市町村が行っている性格のものです。

地方交付税と同様に扱うべき臨時財政対策債は、地方債、借金のほうに加えているようなやり方、これは市民を欺くようなものです。その本質は、市民のためにはお金を使わないということ。市民目線には財源がないように装って、さまざまな要求を抑え込んでいると言わざるを得ません。

こうしたお金は、市民要求に使われるべきです。これでは市民も納得しないと考えるので、この議案には反対といたします。

○井神議長 続きまして、賛成討論のある方、吉本勸曜議員。

○吉本議員 私は、本議案に対し、賛成の立場で討論いたします。

この議案の一般会計補正予算(第1号)についてでございますが、歳入では、内示に伴う国庫補助金のほか人事異動等による諸収入の補正を行うものであります。

また、歳出では、人事異動等による人件費、通知カード、個人番号カード関連事

務費負担金、下水道事業特別会計繰出金など、真に必要なもののみの計上となっております。

また、減債基金への積み立てにつきましても、当初予算における取り崩しに対して積み戻すものであり、歳入歳出とも適正な予算であると認めます。

よって、私は本議案について賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第50号に対する討論を終結いたします。

議案第50号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

議案第58号 那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論のある方、増田浩二議員。

○増田議員 議案第58号 白水園の解散議案について、反対の討論を行います。

そもそも養護老人ホームとは、環境的・経済的な理由から自宅で生活することができない65歳以上の高齢者を受け入れる施設です。もともとは、生活保護法の養老施設の流れをくんでいるもので、主に生活困窮者を対象としています。また、公的機関の判定に基づいて、入所が決定される措置施設に当たります。そして、入所後は、対応に関する計画に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練、その他の援助を行うことにより、利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができる施設として、特養施設も含め、この間、白水園は存在してきました。

まさに、那賀地域における、自治体が責任を持って、身寄りのない方などの最後のとりでとして、対応できる施設とされてきたのが白水園の歴史です。民間に移管すれば、経済的理由などで、新たに入所の必要があったとしても、その保障は約束されるというものではありません。この点では、行政としての公的責任の後退につながると言わざるを得ません。

また、現在の白水園労働者においても、労働形態や労働条件を初めとした雇用の

面などの点でも、身分保障を初めとして、懸念される点があると考えます。

よって、この議案には反対といたします。

○井神議長 続きまして、賛成討論のある方、三栖慎太郎議員。

○三栖議員 那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議について、賛成討論をいたします。

那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議については、那賀老人福祉施設白水園の民設民営化に伴うものであり、民営化については、構成市における「白水園移管検討委員会」において、慎重に協議・検討されている中での決定であり、今後、民営化手続を進めていく上で必要な協議と考えます。

また、民営化後も、老人福祉法、介護保険法に基づいた適切な対応がなされると考えており、那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議について、賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第58号に対する討論を終結いたします。

議案第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第24 請願第1号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現に関する請願書～

日程第26 請願第3号 「集団的自衛権」行使を具体化する「安全保障法案」(戦争法案)に反対することを求める請願書

○井神議長 日程第24 請願第1号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現に関する請願書の件から日程第26 請願第3号 「集団的自衛権」行使を具体化する「安全保障法案」(戦争法案)に反対することを求める請願書の件までの請願書3件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました請願書3件に関し、請願審査報告書が提出されていませんので、厚生常任委員会及び総務文教常任委員会の各委員長から報告を求めます。

厚生常任委員長、三栖慎太郎議員、演壇でお願いします。

○三栖議員 厚生常任委員会での請願書の審査の経過と結果をご報告いたします。

6月1日の会議において当委員会に付託されました請願書は、請願第1号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現に関する請願書でありました。

当委員会は、6月10日水曜日、午前9時30分から開催し、付託議案の審査に引き続いて請願書の審査を行いました。

請願第1号を審査するに当たり、紹介議員から請願の趣旨及び請願理由について説明を受けた後、請願書に対する質疑の通告がありませんでしたので、反対討論、賛成討論を行った後、挙手による採決を行った結果、賛成者少数により請願第1号は不採択となりました。

以上で請願の審査報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

続きまして、総務文教常任委員長、福山晴美議員、演壇でお願いします。

○福山議員 総務文教常任委員会での請願書の審査の経過と結果をご報告いたします。

6月5日の会議において当委員会に付託されました請願書は、請願第2号 戦争につながる安全保障関連2法案（国際平和支援法、平和安全法整備法案）の廃案を求める意見書採択についての請願書及び請願第3号 「集団的自衛権」行使を具体化する「安全保障法案」（戦争法案）に反対することを求める請願書でありました。

当委員会は、6月9日火曜日、午前9時30分から開催し、付託議案の審査に引き続いて請願書の審査を行いました。

請願第2号及び請願第3号を審査するに当たり、紹介議員から請願の趣旨及び請願理由について説明を受けた後、請願書に対する質疑の通告がありませんでしたので、反対討論、賛成討論を行った後、挙手による採決を行った結果、賛成者少数により請願第2号及び請願第3号は不採択となりました。

以上で請願の審査報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

以上で、厚生常任委員長及び総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより、討論、採決を行います。

討論、採決は請願書ごとに行います。

請願第1号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現に関する請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、田畑昭二議員。

○田畑議員 請願第1号につきまして、私は反対の立場で討論いたします。

年金削減を取りやめ、そのためのマクロ経済スライドを廃止することにつきましては、このマクロ経済スライドとは、そのときの社会情勢、すなわち、現役人口の減少や平均余命の伸びに合わせて、年金の給付水準を自動的に調整する仕組みであり、長期的に安定した年金制度の維持には必要不可欠なものであり、必要な制度であります。

次に、最低保障年金制度につきまして、以前、民主党政権時代に打ち上げた政策であり、年金を納めていない人も全員7万円の年金を支給するもので、この制度に対する財源は約25兆円必要であり、その財源として消費税を充てると、10%では当然足りなく、さらに7%の上乗せが必要となっておりました。このように不公平であり、かつ非現実的な絵そらごとであり、国民を惑わすものであり、賛成はできません。

最後に、隔月払いの年金受給を毎月払いすることにつきましては、確かに毎月のほうが受給者にとりましては喜ばしいことではありますが、水道料金のように、隔月払いにしているのは、事務処理の簡素化と経費の節減につながるものであると思われれます。年金財源の観点からも、現状でいいのではないかと思われれます。

以上の理由によりまして、この請願には反対いたします。

○井神議長 続きまして、賛成討論のある方、市來利恵議員。

○市來議員 請願第1号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現に関する請願に、賛成の立場で討論を行います。

全国で65歳以上の無年金者は88.6万人、基礎年金のみの受給者は819万人、平均月額約4万9,555円です。厚生年金でも月額10万円未満は370万人です。合わせると約1,300万人が、月額10万円未満の年金で暮らしていることとなります。

年金制度においては、物価が上がれば、それに応じて年金を引き上げ、その価値を維持する物価スライドの制度があります。しかし、その制度を骨抜きにし、年金を下げる、マクロ経済スライドが本格的に動き始めようとしているのです。

政府・厚生労働省は、この仕組みを使って、この先、30年間、年金を下げ続けることを予定しています。マクロ経済スライドは、年金が前年より上昇する場合に、スライド調整率を差し引いて、年金の引き上げ幅を調整、つまり引き下げることが

するものです。マクロ経済スライドによって物価が上がっても、年金水準は切り下げられ、年金が大幅に目減りします。

多くの高齢者が無年金、低年金で、厳しい暮らしを強いられています。受給者の6割は、年金だけが家計の全てです。今ですら、老齢基礎年金額が基礎的消費支出、必需品的なものすら追いつかず、国民年金法第1条では、憲法第25条第2項にも基づくとありますが、最低限度の生活を保障することができない状況があります。年金で暮らす市民の方からも、着るもの、食べ物を我慢して切り詰めているけど、限界がある。子供からの支援、援助は期待できない。子供には迷惑はかけられないと言います。また、年寄りには早死ねということやなといった訴えもあり、これが今の高齢者の声ではないでしょうか。

年金削減は、高齢者だけの問題ではありません。低賃金と非正規労働者がふえる中、年収200万円以下のワーキングプアが1,100万人を超えました。将来の高齢者の年金も心配です。年金削減によって大きな影響を受ける高齢者、低賃金生活者を守るためにも、そして、岩出市民、ひいては日本国民の生活を守るという点からも、国に意見書を上げるべきだと考えます。

よって、この請願は採択すべきと考えますので、賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、請願第1号に対する討論を終結いたします。

請願第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○井神議長 起立少数であります。

よって、請願第1号は、不採択と決しました。

請願第2号 戦争につながる安全保障関連2法案（国際平和支援法、平和安全法整備法案）の廃案を求める意見書採択についての請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、宮本要代議員。

○宮本議員 請願第2号 戦争につながる安全保障関連2法案（国際平和支援法、平和安全法整備法案）の廃案を求める意見書採択についての請願書について、反対の立場で討論をさせていただきます。

海外で戦争をする国になると言われていますが、昨年7月の閣議決定では、海外での武力の行使を禁じた憲法9条の解釈は変えていませんし、専守防衛の理念も堅持されています。このため、自衛隊が海外で外国の戦争に参加することはあり得ません。閣議決定は、憲法上の明確な歯どめとして、新三要件を定めています。

新三要件とは、1. わが国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合、2. これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に手段がないとき、3. 必要最小限度の実力を行使です。

自衛隊が武力行使を許されるのは、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が国民に及ぶことが明らかな場合に限られます。他国を守ること、それ自体を目的とした、いわゆる、集団的自衛権の行使は、今後も認められません。

また、新三要件に該当するか否かは、客観的・合理的に判断されるものであり、恣意的な判断はできないことになっています。

以上のことから、私は請願第2号に反対します。

○井神議長 賛成討論の方、増田浩二議員。

○増田議員 請願第2号について、賛成討論を行います。

今、国会で審議されている平和安全法整備法案と国際平和支援法は、平和という名がついていますが、中身は戦争法案そのものです。全て自衛隊の役割を拡大して、海外派兵や米軍の支援に充てるためのものです。日本を海外で戦争する国へとつくり変えようとするものです。

国会を大幅に延長して、夏までに戦争法案を成立させようとしています。この法案は、請願の趣旨にもあるように、今の平和憲法を根底から破壊する3つの大問題を持っています。

1つは、アメリカが、アフガニスタンやイラク戦争のような戦争に乗り出した際には、戦闘地域まで行って軍事支援を行うことになること。

2つ目は、戦乱が続いている地域に自衛隊を派兵し、治安維持活動などに取り組むことになること。3,500人もの戦死者を出した国際治安支援部隊などへの参加の道を開くものです。

3つ目は、日本がどこからも攻撃されていなくても、集団的自衛権を行使し、アメリカの戦争に自衛隊が一緒になって武力行使に乗り出していくことになること。

この戦争法案は、自衛隊だけにとどまらず、海外で非営利組織など農業振興や教

育振興などで活躍されている方の命をもテロの標的にされる危険性を持っています。まさに、日本国民の命と暮らしを破壊する法案です。

先ほど、反対される方からありましたけれども、言われているのは、砂川判決という、そういうものを根拠とされています。そもそも砂川判決は、1957年7月に、米軍立川基地の拡張に抗議するデモ隊の一部が、基地内に立ち入ったとして、起訴された砂川事件について争われた裁判の判決です。米軍の駐留は違憲であり、被告人は無罪とした1959年3月の東京地裁判決、伊達判決を不服とした日米両政府が、高裁を経ず、最高裁に跳躍上告をし、1959年12月、これを破棄したものです。米軍の駐留を違憲と断じられたアメリカ政府が大きな衝撃を受け、安保改定に影響を与えないため、年内に伊達判決を覆すよう圧力をかけたのです。

安倍首相は、砂川判決が、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自営のための措置を取り入れることは、国家固有の権能の行使として当然のことと言わなければならないという、この部分を取り上げて、これが憲法の基本論理と主張をしています。集団的自衛権行使を容認した武力行使の新三要件にも、この論理が貫かれているから、戦争法案は合憲だという考えです。

しかし、そもそも砂川判決の趣旨は、伊達判決を覆すために、外国軍隊が憲法9条2項で、保持を禁じている戦力に該当しないとしたことです。また、自営の措置について言及しているものの、9条2項が、いわゆる自営のための戦力の保持を禁じたものであるか否かは別としてとの前提を置き、日本独自の自衛力の保持についてすら判断をされてきていません。

このようなものを海外での武力行使である集団的自衛権行使の根拠にすること自体、法の理由、これがありません。アメリカの圧力のもとでゆがめられた砂川判決を持ち出して、集団的自衛権について語っていない判決で、戦争法案を正当化するのは二重の誤りです。

憲法審査会において、参考人の方全員が戦争法案に対し、憲法9条違反であるとの認識を示しました。集団的自衛権を行使できるという根拠になっている新三要件は、従来の政府の見解、憲法9条1項は、侵略に対して自営のための反撃まで禁止していない。しかし、密接な関係にある国が攻撃を受けたからといって、日本が攻撃を受けていないのに、海外でその国と一緒に反撃することは、憲法上、許されないというものと整合性が全くないから、憲法学者から違憲だという話が出てきているのです。

共同通信の世論調査でも、法案を十分説明しているとは思わない、81.4%。テレ

ビ朝日の世論調査では、廃案にするべきだ、今の国会にこだわらず時間をかけて審議すべきだを合わせて、82%になっているのです。安倍首相が進める戦争への道に対して、自民党の元政調会会長や歴代政権の幹部を務めた方なども、この法案は通してはならないと表明もされてきています。

岩出市議会として、政府に対し、岩出市民、国民の命を守る上で、このような法案は絶対に通すべきではない。日本を戦争にする国にしてはならないと意見書を上げることこそ求められると考えます。

以上の理由をもって、この請願に対する賛成討論といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、請願第2号に対する討論を終結いたします。

請願第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○井神議長 起立少数であります。

よって、請願第2号は、不採択と決しました。

請願第3号 「集団的自衛権」行使を具体化する「安全保障法案」(戦争法案)に反対することを求める請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、梅田哲也議員。

○梅田議員 請願第3号 「集団的自衛権」行使を具体化する「安全保障法案」(戦争法案)に反対することを求める請願書について、私は反対討論をいたします。

二度と戦争を起こさせないこと、そして、日本国民の命と暮らしを守ることが政治の責任だと考えます。日本の平和と安全を守っていくためには、アメリカとの同盟関係を強化しながら、周辺国はもちろん、世界中の友好国との信頼関係を深める外交努力が何より重要と考えます。その上で、万が一の事態、周辺国からミサイル攻撃や離島の不法占拠、国際的なテロやサイバー攻撃、海外で危機に巻き込まれた邦人の救出など、あらゆる事態への対応が必要です。

日本を取り巻く安全保障上の環境が大きく変化する中、抑止力を高めて、戦争を未然に防ぐことが安全保障法案の目的であり、請願にあるように、決して戦争法案ではないと考えます。

また、地方議会が国会または関係省庁に対して提出する請願書についても、外交問題等については、慎重に取り扱うべきとの見解もございます。

以上の理由により請願書採択に反対といたします。

○井神議長 賛成討論の方、増田浩二議員。

○増田議員 請願第3号について、賛成討論を行います。

この請願についても、先ほどの請願と同じ、国会に提出された戦争法案に対して意見書を上げてほしいとする請願です。採択する必要性については、先ほど述べたように、法案そのものが日本を戦争する国に進めようとする法案だからです。

総務委員会で、反対者の方は、戦争法案だとは認識していないから、請願第3号に反対だと述べられました。本会議では、今、討論された方は述べられませんでした。憲法学者でさえ、戦争につながる法案だとされている面においては、その認識は間違っていると指摘せざるを得ません。このことは、先ほども述べたように、砂川判決をもとにしたことになっているからです。憲法学者でさえ、戦争につながる法案だとされている面においては、その認識は間違っていると指摘せざるを得ません。

先ほど、反対者の方は、日本国民の命と暮らしを守ることこそ大切だと考えている、こういうことを言われました。この法案は、日本の若者を戦場に駆り立て、日本を再び戦争の道に進めようとする法案なのです。命と暮らしを守れなくする、そういう法案なのです。日本は、再び戦争をしないと誓った憲法9条に違反しているのです。

請願第2号でも述べた、戦闘地域まで行って軍事支援を行うこと。戦争への道を開くこと。日本にかかわりのないアメリカの戦争に自衛隊が集団的自衛権で武力行使することになる法案は、憲法違反であり、国民の命と暮らしを破壊し、国民に悲しみをもたらすこととなります。このような法案は、通すわけにはいきません。

以上の理由をこの請願の賛成討論といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、請願第3号に対する討論を終結いたします。

請願第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○井神議長 起立少数であります。

よって、請願第3号は、不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第27 発議第2号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書の提出について

○井神議長 日程第27 発議第2号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書の提出の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発議第2号に対する質疑の通告はありませんでした。

これをもって、発議第2号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております発議第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありません。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

発議第2号に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第2号に対する討論を終結いたします。

発議第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議員提出議案は、議長において、関係大臣及び衆議院議長並びに参議院議長に送付しておきます。

~~~~~○~~~~~

日程第28 議員派遣について

○井神議長 日程第28 議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付の写しのとおり、議員派遣されたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり議員派遣することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第29 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○井神議長 日程第29 委員会の閉会中の継続調査及び審査の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、建設常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査及び審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○井神議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議は6月18日木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は6月18日木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

散会

(10時35分)